『冬期福祉手当』申請受付中 ～11月1日より～

町では、高齢の方や心身に障がいのある方の冬期間の在宅福祉の向上を図ることを目的に「冬期福祉手当」を給付します。

【給付対象世帯】

八雲町に居住する世帯のうち、在宅で左記の①～⑨のいずれかに該当する町民税非課税世帯とします。ただし、生活保護世帯は対象から除きます。

【手当の金額（年額）】

一世帯あたり　5，000円

【交付申請の手続】

申請する方は世帯主です。

①必要なもの

・世帯主の印鑑
・世帯主名義の預貯金通帳
・給付対象であることを証明するもの（各種手帳、特定疾患医療受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、児童扶養手当証書など）

※代理人が申請書を提出する場合もこれらを持参してください。代理人の印鑑は不要です。

②受付期間

平成27年3月31日まで

③申し込み先

《八雲地域》
・保健福祉課高齢者福祉係（シルバープラザ内）
・住民生活課社会係
・落部支所

《熊石地域》
・熊石総合支所　住民サービス課
・相沼泊川出張所

【問い合わせ先】

・保健福祉課高齢者福祉係（シルバープラザ内）
☎0137―64―2111
・熊石総合支所　住民サービス課

対象要件

①満75歳以上の高齢者のみの世帯
②満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親世帯
③八雲町寝たきり老人等在宅介護支援手当支給要綱に該当する方がいる世帯
④特別児童扶養手当の支給対象障がい児がいる世帯
⑤特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方がいる世帯
⑥療育手帳Ａの交付を受けている方がいる世帯
⑦身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方がいる世帯
⑧精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯
⑨特定疾患医療受給者証（国が定める疾患に限る）の交付を受けている方がいる世帯

除雪費助成金交付事業の利用申請を受け付けます

高齢者等の方が、冬期間安心して在宅生活を送るための支援として、除雪料金の一部を助成する「除雪費助成金交付事業」の利用申請を受け付けます。

【対象者】

①おおむね65歳以上の高齢者で、虚弱等により除雪が困難で、家族や隣人等の協力者の確保ができない方
②心身に障がいがあり、その障がいにより除雪が困難で、家族や隣人等の協力者の確保ができない方
※身体障害者手帳等の提示を求める場合があります。

【除雪内容】

町が指定する除雪実施事業者が、積雪15㎝以上雪が降り積もった場合に、玄関から公道までの通路（幅1メートル程度）の確保をします。

【除雪期間】

11月1日～平成27年3月31日

【利用料】

1回あたり30分以内　1，100円
※ただし、町が1／2または3／4を助成しますので、助成後の自己負担額は次のとおりです。
・生活保護世帯　275円　助成率3／4
・その他の世帯　550円　助成率1／2
※1日2回を限度とします。

【利用申請】

利用を希望する方は、印鑑を持参して保健福祉課高齢者福祉係（シルバープラザ）、熊石総合支所住民サービス課または落部支所で申請手続をしてください。

なお、昨年度までに利用されたことのある方は、電話での申し込みでも受け付けします。

【問い合わせ先】

・保健福祉課高齢者福祉係（シルバープラザ内）
☎0137―64―2111
・熊石総合支所　住民サービス課